

家庭用エアゾール防水スプレー製品等の 安全性向上のための自主基準

別紙 4)家庭用エアゾール防水スプレー 製品等の製品表示

制定 1994年8月18日

改訂 2025年10月2日

(1) 統一注意表示事項

統一注意表示事項は必ず下記の内容を記載すること。

- ・ 注意
- ・ 吸い込むと有害である旨の注意（吸い込むと有害 など）
- ・ 屋外又は車外で使用する旨の注意（必ず屋外で使用 又は 必ず車外で使用 など）
又は、警告・禁止文言を記載してもよい。
（室内で使用しないこと 又は 車内で使用しないこと など）
- ・ マスクを着用する旨の表示
（必ずマスクを着用してご使用ください、必ずマスクを着用 など）

統一注意表示に続けて、付帯文言を記載することが望ましい。

- ・ 使用上の注意をよく読んでください

(2) 統一注意表示例

【縦書き例】

注意	注意	注意	注意
使用上の注意をよく読んでください 必ずマスクを着用してください 吸い込むと有害・必ず屋外で使用	必ずマスクを着用してください 吸い込むと有害・必ず屋外で使用	使用上の注意をよく読んでください 吸い込むと有害・必ず屋外で使用・必ずマスクを着用	吸い込むと有害・必ず屋外で使用 必ずマスクを着用してください

【横書き例】

注意	吸い込むと有害・必ず屋外で使用
	必ずマスクを着用してください
	使用上の注意をよく読んでください
注意	吸い込むと有害・必ず屋外で使用
	必ずマスクを着用してください
注意	吸い込むと有害・必ず屋外で使用・必ずマスクを着用
	使用上の注意をよく読んでください

- ① 「注意」は、赤地に白抜き文字で必ず記載する。枠形状は長方形とする。小判又は丸形でもよい。
- ② 「文言」は、白地に赤色文字とする。
- ③ 表示事項は、製品の特性に応じて組み合わせて表示すること。
- ④ 枠の縁取りは赤色で長方形とするが、注意表示であることが一目で分かれば多少変えてもよい。
また、縦書き、横書きの何れでもよい。
- ⑤ 赤色が下地の色に埋没するデザインの場合には、注意表示であることが一目でわかるような色を選ぶこと。
- ⑥ 文字の大きさは、容器容積に応じて次の通りとする。

JIS Z 8305 : 1962 に規定する文字大きさ・高さ

内容積区分	JIS 文字ポイント数	文字大きさ・高さ
内容積 200cm ³ 以上	漢字 14ポイント以上	4.9 mm 以上
	平仮名 8ポイント以上	2.8 mm 以上
	英字 8ポイント以上	2.8 mm 以上
内容積 200cm ³ 未満	漢字 10ポイント以上	3.5 mm 以上
	平仮名 6ポイント以上	2.1 mm 以上
	英字 6ポイント以上	2.1 mm 以上
内容積 100cm ³ 未満	大きさを定めない。	

- ※ 文字の大きさは、以下のいずれかの方法で確認する。
- ・ポイント数確認シート(写真植字級数表)で測定。
 - ・スケール付ルーペ等を用いて最小単位 0.1mm まで測定。

- ⑦ 表示位置は、原則としてデザインの正面とし、注意表示であることが消費者に一目で分かるようにすること。
- ⑧ 統一注意表示は、容器に直接印刷することを原則とする。
また、消費者の注意を喚起するため、併せてステッカー等で表示することが望ましい。

(3) 中毒事故発生予防に関する注意表示事項

- ① 個々の製品の注意表示事項は、製品の特性により異なるため特に統一せず個々の判断により、潜在的にあるリスクを予防する文言を付加することとするが、中毒事故発生予防に関する【注意事項】、【応急措置】等の注意喚起表示事項は、製品の機能に関する表示とは区別をして次の文言を必ず記載すること。

【注意事項】

- ・吸い込むと嘔吐・呼吸困難・肺障害などを引き起こすことがあるため、下記の注意を必ず守ってください。
- ・多量に吸い込むと、嘔吐、呼吸困難等の症状がでる場合があります。
- ・スプレー噴霧粒子を吸い込むと有害です。多量に吸い込むと嘔吐、呼吸困難、肺障害などの症状が出る場合があります。
- ・万一多量に吸い込んだ（気分が悪くなった）場合には、新鮮な空気のもとに移動し、気分が回復しないときは（可能であれば）商品を持参し、医師の診察を受けてください。

【応急処置】

- ・万一多量に吸い込んだ場合には新鮮な空気のもとに移動し、気分が回復しないときは医師の診察を受けてください。
- ・眼に入った場合はこすらずに大量の水で洗い、医師の診察を受けてください。
- ・肌にかかった場合は、すぐに石けん水でよく洗ってください。
- ・使用中に異常を感じた時は使用を中止し、医師の診察を受けてください。

- ② 注意を喚起するために、色分け、読みやすい文字、絵表示、イラスト、解説図等の併用も考慮する。



(4) 必要に応じて表示すべき注意事項

個々の製品の注意表示事項は、製品の特性により異なるため特に統一せず個々の判断により、潜在的にあるリスクを予防する文言を付加することとする。

【(4)－1 使用方法】

- ・スプレー噴霧粒子は眼や肌を刺激することがあるので、かからないようにしてください。
- ・スプレー噴霧粒子を吸い込まないように風向きに注意して使用してください。
- ・顔の近くで使用しないでください。
- ・着衣のままその衣服に直接スプレーをしないでください。
- ・使用時にはマスクを着用するようにしてください。
- ・人体に使用しないでください。
- ・人体用ではないので、人に向けて使用しないでください。
- ・子供の手の届かないところに保管してください。

【(4)－2 使用量】

- ・() 当たり～秒を目安にご使用ください。
〔()内は塗布面積または1着当たり 等〕
- ・室内で大量に使用しないでください。
- ・1缶以上を使用する場合は約～時間の間隔をあけてください。

【(4)－3 使用場所】

- ・風通しのよい屋外で使う。玄関先や車内など空気の溜まりやすい場所では使用しない。
- ・屋外で風上から風下へ使用。
- ・屋内・車内で使用しない。
- ・スプレー噴霧粒子を吸い込まないように風向きに注意して使用してください。
- ・スプレー噴霧粒子は吸込むと有害なため、必ず屋外で使用してください。
- ・室内・玄関や自動車内等狭い場所で使用しないでください。
- ・風上に向かって使用しないでください。
- ・ベランダ等で使用する場合、噴霧粒子が室内に流れて入り込まないように注意してください。
- ・飲食物、食器、小児のおもちゃ等にスプレー噴霧粒子がかからないようにしてください。
- ・乾くまで(約～分)換気のよい場所に置いてください。

【(4)－4 使用対象者(乳幼児に対する表示含む。)]

- ・子供やペットは、衣類、布が乾くまで近づけないでください。
- ・乳幼児・高齢者・肺等の呼吸器系機能が低下している人の周辺では使用しないでください。
- ・乳幼児・子供に使用させないでください。乳幼児・子供の近くでは、使用しないでください。
- ・肺に異常のある人は使用を避けるか、やむを得ず使用する場合は特に注意をしてく

ださい。

(5) エアゾール製品の注意事項自主表示例

【保管及び取扱上の注意表示例】

- ・ 溶剤は引火性ですので火気に十分注意してください。[火気注意]
- ・ 子供の手の届かないところに保管してください。
- ・ 直射日光の当たる所、ファンヒーターなどの暖房器具や加熱源の周囲は温度が上がり破裂する危険があるので置かないこと。
- ・ 高温にすると破裂するおそれがあり危険です。直射日光の当たる所、ファンヒーターなどの暖房器具や加熱源の付近に放置しないこと。
- ・ 暖房器具（ファンヒーター 等）の周囲は、温度が上がり破裂する危険があるので置かないこと。
- ・ ファンヒーターの吹出口などに置くと、温度が上がって破裂するおそれがあり危険です。
- ・ 保管の際は、直射日光の当たる場所や加熱源の付近、錆の発生しやすい水回りや湿気の多い所では破裂の原因となりますので置かないで下さい。（上記の注意事項の表示は、告示の乙欄において「火気等」の部分に具体的例を表示してある場合は、省略できる。）
- ・ 缶の錆を防ぐために、水回りや湿気の多い場所に置かないこと。
- ・ 缶の錆による破裂を防ぐために、水回りや湿気の多い場所に置かないこと。
- ・ 水回りや湿気の多いところに置くと、缶が錆びて中味が漏れたり破裂する危険があるので置かないこと。
- ・ 水回りや湿気の多いところに置くと、缶が錆びて破裂する危険があります。
- ・ 冬季の屋外で大量に噴霧した場合は、容器が低温になり凍傷する危険があるので注意すること。
- ・ 用途以外に使用しないこと。

【廃棄上の注意表示例】

- ・ 捨てるときは、火気のない屋外で噴射音が消えるまでボタンを押しガスを抜くこと。
- ・ 捨てるときは、火気のない屋外で噴射音が消えるまでガスを抜くこと。
- ・ 使い終わったあき缶は、火気のない戸外で噴射音が消えるまでボタンを押しガスを抜き捨てて下さい。

(6) エアゾール製品の・ガス抜きキャップ（中身排出機構）、ガス抜きキャップ（残ガス排出機構）、ガス抜きキャップ（ボタン）装着品の注意事項自主表示例

【使用条件について】

- ・ ガス抜きキャップは、製品を使い切ってから使用すること。
- ・ ガス抜きキャップは、風通しがよく、広く、火の気の無い屋外で風下に向かって、人にかからないように使用すること。

【表示について】

- ・ガス抜きキャップを使用した製品は、分かりやすく、使用上の注意を表示すること。
- ・中身や噴射剤によって、ペットや植木等に害を及ぼしたり、衣類や玄関タイル等を汚したりする可能性があるものについては、その点について注意表示をすること。
- ・キャップに原液がたまるものについては、その処理方法について表示をすること。
- ・大量に使い残したエアゾール缶の廃棄方法については、メーカー相談室にお問い合わせくださいとの表示をすること。

【ガス抜きキャップの使用による廃棄上の注意表示例】

- ・シューッという音がしなくなるまでスプレーボタンを押して中身を出し切ってください。
- ・ガス抜きキャップのキャップ、ボタン等を使って中身を出し切ってください。

(7) エアゾール製品の禁止事項及び注意事項の表示例

【禁止事項の注意表示例】

- ・火の中には絶対に入れないで下さい。
(缶は密封されているので、たとえ空になったと思われるものでも破裂する危険があります。)
- ・火気注意
(火気を使用している室内で大量に使用しないで下さい。また炎に向けて使用しないでください。)
- ・ファンヒーター、暖房機のそばには置かないでください。
(ストーブやコンロ、湯沸器など、火気の付近に置いたり使用しないでください。破裂の危険があります。)
- ・電子調理器上で使用、保管しないでください。
(電源が間違っ入ってしまった場合カセットボンベ等が過熱し、破裂する危険があります。)
- ・40℃以上になる所には置かないでください。
(直射日光の当たる窓の付近では40℃以上になる事がありますので、置かないでください。)
- ・自動車の窓近くなどに置かないでください。
(夏季の自動車内では、長期間のうちに缶が加熱され、破裂する危険があります。)

【注意事項の表示例】

- ・長期間の置き忘れにご注意ください。
(押入れや物置など、長期の置き忘れにご注意ください。スチール缶の場合缶が錆びて漏れの原因になることがあります。)
- ・湿気の多い場所には置かないでください。
(スチール缶の場合、缶が錆びて漏れの原因になることがあります。)
- ・十分に換気を行ってください。
(閉め切った狭い場所で一時的に大量に使用する場合、必ず換気してください。)
- ・子供の手の届かない場所においてください。

(8) 家庭用エアゾール防水スプレー製品等のその他の表示事項

【(8)-1 内容量】

- イ. 適正な内容量の表示に関しては、原則として計量法に準ずるものとする。質量表示にあつてはg単位で、体積表示が適切なものにあつてはmL又はCC単位で表示すること。
- ロ. 複合剤型のものにあつては、それぞれについて表示すること。

【(8)-2 使用回数】

標準的な使用方法に基づく、標準的な使用回数を“約”の文字を付して表示しても良い。

【(8)-3 使用方法】

それぞれの製品に合った適切な使用方法を表示すること。

【(8)-4 製造番号 等】

ロットの追求ができるよう、製造番号又は製造記号を表示すること。

【(8)-5 事業者名 等】

販売業者名(又は製造業者名)及び住所、電話番号を表示すること。
消費者の問合せ、苦情処理の対応を図るため販売業者は、お客様相談室、ホームページ等を表示することが望ましい。

【(8)-6 法規等による表示規制】

関連する法規制等による義務表示

- ① 高圧ガス保安法
- ② 消防法

【(8)-7業界の自主基準による表示】

- ① 「圧縮ガスのみを噴射剤として用いるエアゾールに関する自主基準」
1997年(平成9年10月1日)制定、2025年(令和7年3月11日)改定
- ② 「エアゾール等製品の表示自主基準」2020年(令和2年)12月18日制定
- ③ 「エアゾール製品の識別表示ガイドライン」2001年(平成13年1月5日)制定
- ④ エアゾール製品に装着する「中身排出機構(ガス抜きキャップ)の安全性に関するガイドライン」2005年(平成17年10月3日)制定

【(8)-8各関連業界の自主基準の確認】

- ① 原則として表示は、使用時においても容易に読み取ることができるよう製品に表示しなければならない。使用時の製品に表示することが困難なものにあつては、表示がなされている容器又は包装等(個装箱、ステッカー、シール、説明書、ブリスターパック)を使用期間中保管する旨の表示をすること。
- ② 当該製品に関し虚偽もしくは誤解を招く恐れのある表示をしてはならない。なお、当該製品に関連する広告、パンフレットなどの表示においても同様とする。

③ 特定用語の使用できないものについて

- ③-1 「万能」、「万全」、「なんでも」、「どんな」、「あらゆる」等の、用途又は効果が万能万全であることを意味する用語は、断定的に使用することはできない。
- ③-2 「完全」、「100パーセント」、「絶対」、「皆無」等の全く欠けることがないことを意味する用語は、断定的に使用することはできない。
- ③-3 「安全」、「安心」、「無害」、「無臭」、「無公害」、「全く心配がない」等の、安全性を強調する用語は、断定的に使用することはできない。
- ③-4 「日本ではじめて」、「ナンバーワン」、「いちばん」等の優位性を意味する用語は客観的事実に基づく具体的数値又は根拠のある場合を除き使用することはできない。
- ③-5 「最高」、「最大」、「最小」、「最少」、「最優秀」等の最上級を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的数値又は根拠のある場合を除き使用することはできない。
- ③-6 「永久」、「永遠」、「不変」、「いつまでも」、「パーマネント」等の永久に持続することを意味する用語は使用できない。

【(8)-9 特定事項の表示について】

- ① 品質、性能、効果等について、他の商品と比較表示する場合には、客観的、科学的事実に基づく根拠がなければならない。

【(8)-10 不当表示の禁止】

- ① 客観的な根拠なしに特別の品質であるかのような表示をしてはならない。
- ② 性能、効果の範囲を超えて表示してはならない。
- ③ 表示に際しては、当該表示内容を裏付ける合理的な根拠をあらかじめ有しておき、提出できるようにしておくこと。

【(8)-11 警告指示文表現の一般的留意点】

- ① 正しく読みとられるための配慮
- ・単文構造で、一文節は短く。
 - ・敬語や謙譲語は使わない。
 - ・能動態表現とする。
 - ・専門用語・技術用語は必要最小限にする。
 - ・安心、安全の強調は誤解や誤使用を招く恐れがあるので控える。
 - ・定性的でなく、定量的な指示表現とする。
 - ・消費者の理解度を適切に評価する（パネル評価）。
- ② 読む気にするための配慮
- ・分かりやすい言葉で、話しかけるように表現する。
 - ・重要度の高い順に記載する。特に重要な警告にあつては、表（正面）ラベル又は裏ラベルの目立つ場所に記載することが望ましい。
 - ・関連性の高い内容は、まとめて『使用上の注意』と事故発生時の『応急処置』と区分して表示することが望ましい。
 - ・注意を喚起するために、色分け、読みやすい文字、絵表示、イラスト、解説図等の併用も考慮する。
 - ・あまり重要でない事項まで表示を行うと、真に重要な事項の告知が希薄になる恐れがある。